

令和 7 年 第 4 回

市 議 会 定 例 会 資 料

	目	次
議案第 101 号關係	-----	5
議案第 102 号關係	-----	2 5
議案第 103 号關係	-----	2 9
議案第 105 号關係	-----	3 0
議案第 106 号關係	-----	3 1
議案第 107 号關係	-----	3 2
議案第 111 号關係	-----	3 3
議案第 112 号關係	-----	3 7
議案第 113 号關係	-----	4 0
議案第 114 号關係	-----	4 3
議案第 115 号關係	-----	4 6
議案第 116 号關係	-----	5 0
議案第 117 号關係	-----	5 5
議案第 118 号關係	-----	6 1
議案第 119 号關係	-----	6 6
議案第 120 号關係	-----	7 1
議案第 124 号關係	-----	7 6

令和7年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和7年度 補正第8号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) 事業名 (主 管 課)	補 正 額	明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
1	(款) 議会費 (項) 議会費 (目) 議会費	5,580					5,580
	職員給与費 (職員課)		人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の額並びに通勤手当の額を改定するほか、不足が見込まれる経費を増額することに伴い、給料、地域手当、通勤手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
2	(款) 議会費 (項) 議会費 (目) 議会費	370					370
	議員報酬及び手当等 (議会事務局)		議員の期末手当の支給月数を一般職に準じて、引き上げることに伴い、議員期末手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
3	(款) 議会費 (項) 議会費 (目) 議会費	6					6
	その他事務局費 (議会事務局)		職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
4	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 一般管理費	69,698					69,698
	職員給与費 (職員課)		人事院の国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の額の改定並びに通勤手当の額を改定するほか、特別職の期末手当の引き上げ、不足が見込まれる経費の増額により、給料、地域手当、通勤手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
5	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 一般管理費	6					6
	一般管理経費 (行政総務課)		職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
6	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 一般管理費	782	79	3		3	697
	一般管理経費 (職員課)		職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当、共済費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
7	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 一般管理費	15					15
	健康管理費 (職員課)		職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				

令和7年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和7年度 補正第8号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) (事 業 名 課)	補 正 額	明 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
8	(款)総務費(項)総務管理費 (目)文書管理費	10					10
	文書管理経費 (文書法務課)		職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
9	(款)総務費(項)総務管理費 (目)広報広聴費	45					45
	広聴活動事業費 (市民相談課)		職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
10	(款)総務費(項)総務管理費 (目)広報広聴費	30					30
	消費生活センター運営事業費 (市民相談課)		職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
11	(款)総務費(項)総務管理費 (目)財産管理費	44					44
	庁舎維持管理経費 (資産経営課)		職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
12	(款)総務費(項)総務管理費 (目)企画費	6					6
	企画管理経費 (総合政策課)		職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
13	(款)総務費(項)総務管理費 (目)支所及び出張所費	24					24
	辻堂駅前出張所 (市民課)		職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
14	(款)総務費(項)総務管理費 (目)支所及び出張所費	11					11
	香川駅前出張所 (市民課)		職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				

令和7年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和7年度 補正第8号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) 事業名 (主 管 課)	補 正 額	明				
	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 支所及び出張所費		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							21
15	ハマミーナ出張所 (市民課)	21	職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 支所及び出張所費		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
			10				
16	個人番号カード等交付事務管理経費 (小出支所)	10	職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 文化行政費		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							6
17	生涯学習推進事業費 (文化推進課)	6	職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 文化行政費		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							28
18	ハマミーナまなびプラザ管理運営経費 (文化推進課)	28	職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) スポーツ振興費		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							12
19	市民スポーツ推進事業費 (スポーツ推進課)	12	職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) スポーツ振興費		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							4,840
20	体育館管理運営経費 (スポーツ推進課)	4,840	総合体育館第2体育室の壁面固定折り畳み式バスケットゴールのフレームの修繕を行うことに伴い、修繕料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 多様性社会推進費		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							26
21	相談事業費 (多様性社会推進課)	26	職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				

令和7年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和7年度 補正第8号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) (主 業 名 課)	補 正 額	説 明				
22	(款) 総務費 (項) 徴税費 (目) 税務総務費	26,232	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	職員給与費 (職員課)						26,232
23	(款) 総務費 (項) 徴税費 (目) 税務総務費	35	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	税務総務管理経費 (収納課)						35
24	(款) 総務費 (項) 徴税費 (目) 税務総務費	10	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	税務総務管理経費 (資産税課)						10
25	(款) 総務費 (項) 徴税費 (目) 賦課徴収費	6	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	賦課徴収管理経費 (収納課)						6
26	(款) 総務費 (項) 徴税費 (目) 賦課徴収費	33	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	賦課徴収管理経費 (市民税課)						33
27	(款) 総務費 (項) 戸籍住民基本台帳費 (目) 戸籍住民基本台帳費	15,525	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	職員給与費 (職員課)						15,525
28	(款) 総務費 (項) 戸籍住民基本台帳費 (目) 戸籍住民基本台帳費	104	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	戸籍住民基本台帳管理経費 (市民課)						104

令和7年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和7年度 補正第8号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) (事 業 名) (主 管 課)	補 正 額	明 説				
	国庫支出金		県支出金	地方債	その他	一般財源	
29	(款) 総務費 (項) 戸籍住民基本台帳費 (目) 戸籍住民基本台帳費 個人番号カード等交付事務管理経費 (市民課)	285	285				
	職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)						
30	(款) 総務費 (項) 戸籍住民基本台帳費 (目) 戸籍住民基本台帳費 社会保障・税番号制度推進事業費 (市民課)	15	15				
	職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)						
31	(款) 総務費 (項) 選挙費 (目) 選挙管理委員会費 職員給与費 (職員課)	1,996					1,996
	人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定するほか、不足が見込まれる経費を増額することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)						
32	(款) 総務費 (項) 選挙費 (目) 参議院議員通常選挙費 職員給与費 (職員課)	747		747			
	人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額を改定することに伴い、時間外勤務手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)						
33	(款) 総務費 (項) 統計調査費 (目) 統計調査総務費 職員給与費 (職員課)	1,356					1,356
	人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)						
34	(款) 総務費 (項) 統計調査費 (目) 統計調査費 職員給与費 (職員課)	251		251			
	人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額を改定することに伴い、時間外勤務手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)						
35	(款) 総務費 (項) 統計調査費 (目) 統計調査費 国勢調査経費 (行政総務課)	10		10			
	職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)						

令和7年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和7年度 補正第8号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) (主 管 課)	補 正 額	説 明				
36	(款)総務費(項)監査委員費 (目)監査委員費	2,008	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	職員給与費 (職員課)						2,008
37	(款)民生費(項)社会福祉費 (目)社会福祉総務費	19,902	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	職員給与費 (職員課)						19,902
38	(款)民生費(項)社会福祉費 (目)社会福祉総務費	8,244	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	国民健康保険事業特別会計繰出金 (保険年金課)						8,244
39	(款)民生費(項)社会福祉費 (目)社会福祉総務費	10,501	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	介護保険事業特別会計繰出金 (介護保険課)						10,501
40	(款)民生費(項)社会福祉費 (目)社会福祉総務費	20	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	地域福祉計画推進経費 (地域福祉課)						20
41	(款)民生費(項)社会福祉費 (目)社会福祉総務費	148	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	重層的支援体制整備事業費 (地域福祉課)		111				37
42	(款)民生費(項)社会福祉費 (目)社会福祉総務費	20	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	生活困窮者自立支援事業費 (地域福祉課)		10				10

令和7年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和7年度 補正第8号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) (主 管 課)	補 正 額	明 明				
43	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 社会福祉総務費	28	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	物価高騰対応重点支援給付金給付事務費 (不足額給付) (生活支援課)		28				
			職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
44	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 障がい者福祉費	32	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	障がい者福祉管理経費 (障がい福祉課)						32
			職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
45	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 障がい者福祉費	9	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	医療費助成費 (障がい福祉課)						9
			職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
46	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 障がい者福祉費	11	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	就労支援事業費 (障がい福祉課)						11
			職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
47	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 障がい者福祉費	46	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	避難行動要支援者支援事業費 (障がい福祉課)						46
			職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
48	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 障がい者福祉費	9	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	地域生活支援事業費 (障がい福祉課)		4	2			3
			職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
49	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 障がい者福祉費	9	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	重層的支援体制整備事業費 (障がい福祉課)						9
			職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				

令和7年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和7年度 補正第8号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) (事 業 名) (主 管 課)	補 正 額	明				
50	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 老人福祉費	27	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	避難行動要支援者支援事業費 (高齢福祉課)						27
51	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 老人福祉費	2,530	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	後期高齢者医療事業特別会計繰出金 (保険年金課)						2,530
52	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 老人福祉費	16	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	重層の支援体制整備事業費 (高齢福祉課)		3	1		10	2
53	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 老人福祉費	19,773	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	養護老人ホーム湘風園関係経費 (高齢福祉課) (繰越明許費)				15,800		3,973
54	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 国民年金事務費	26	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	国民年金事務費 (保険年金課)		26				
55	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉総務費	85,624	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	職員給与費 (職員課)						85,624
56	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉総務費	20	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	児童福祉総務管理経費 (こども政策課)						20

令和7年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和7年度 補正第8号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) (事 業 名 目) (主 管 課)	補 正 額	説 明				
57	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉総務費	881	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	児童福祉総務管理経費 (保育課)						881
58	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉総務費	88	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	家庭児童相談事業費 (こども育成相談課)		58	15			15
59	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉総務費	23	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	小児医療費助成事業費 (こども政策課)						23
60	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉総務費	78	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	療育相談事業費 (こども育成相談課)						78
61	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉総務費	5,823	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	養育医療給付事業費 (こども政策課)		2,911	1,455			1,457
62	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉総務費	13	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	重層的支援体制整備事業費 (保育課)		8	2			3
63	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童保育費	30	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	児童手当費 (こども政策課)						30

令和7年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和7年度 補正第8号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) (事 業 名) (主 管 課)	補 正 額	明 説				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
64	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 母子福祉費	21	3				18
	ひとり親家庭等福祉管理経費 (こども政策課)		職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
65	(款) 民生費 (項) 生活保護費 (目) 生活保護総務費	6,957					6,957
	職員給与費 (職員課)		人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定するほか、不足が見込まれる経費を増額することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
66	(款) 民生費 (項) 生活保護費 (目) 生活保護総務費	10	7				3
	生活保護総務管理経費 (生活支援課)		職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
67	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 保健衛生総務費	30,866				2,226	28,640
	職員給与費 (職員課)		人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の額並びに通勤手当の額を改定するほか、不足が見込まれる経費を増額することに伴い、給料、地域手当、通勤手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
68	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 保健衛生総務費	10					10
	がん検診事業費 (健康増進課)		職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
69	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 保健衛生総務費	14,213					14,213
	病院事業会計負担金 (財政課)		人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の額並びに通勤手当及び宿日直手当の額を改定するほか、特別職の期末手当の引き上げ等、病院事業会計において職員給与費等を増額することに伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
70	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 保健衛生総務費	23				4	19
	地域保健対策事業費 (地域保健課)		職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				

令和7年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和7年度 補正第8号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) (主 業 管 課)	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
71	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 予防費	16					16
	予防接種事業費 (健康増進課)		職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
72	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 予防費	15				2	13
	感染症発生動向調査事業費 (保健予防課)		職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
73	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 予防費	7				1	6
	風しん抗体検査事業費 (保健予防課)		職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
74	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 母子衛生費	16	5	5			6
	母子訪問指導事業費 (こども育成相談課)		職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
75	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 母子衛生費	10					10
	母子相談事業費 (こども育成相談課)		職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
76	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 母子衛生費	37	25	6			6
	重層的支援体制整備事業費 (こども育成相談課)		職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
77	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 母子衛生費	28	14	7			7
	妊婦のための支援給付事業費 (こども育成相談課)		職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				

令和7年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和7年度 補正第8号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) (事 業 名 課)	補 正 額	明 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
78	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 環境衛生費	10,186				2,101	8,085
	斎場施設管理運営経費 (小出支所)		会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するほか、火葬受け入れ枠の拡大に向けた友引日開場の実施及び火葬炉内残存物からの有価物抽出の実施、並びに火葬件数の増加による燃料等の使用量の増加に伴い、燃料費、光熱水費、委託料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
79	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 環境衛生費	14				2	12
	食品衛生監視指導事業費 (衛生課)		職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
80	(款) 衛生費 (項) 清掃費 (目) 清掃総務費	29,048				877	28,171
	職員給与費 (職員課)		人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の額並びに通勤手当の額を改定するほか、不足が見込まれる経費を増額することに伴い、給料、地域手当、通勤手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
81	(款) 衛生費 (項) 清掃費 (目) 清掃総務費	13				13	
	清掃総務管理経費 (資源循環課)		職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
82	(款) 衛生費 (項) 清掃費 (目) じんかい処理費	194				8	186
	環境事業センター管理経費 (環境事業センター)		職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当、共済費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
83	(款) 労働費 (項) 労働諸費 (目) 労働諸費	688					688
	職員給与費 (職員課)		人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
84	(款) 農林水産業費 (項) 農業費 (目) 農業委員会費	19					19
	農業委員会管理経費 (農業水産課)		職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				

令和7年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和7年度 補正第8号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) (主 管 課)	補 正 額	明 明				
85	(款) 農林水産業費 (項) 農業費 (目) 農業総務費	3, 288	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	職員給与費 (職員課)						3, 288
86	(款) 農林水産業費 (項) 水産業費 (目) 水産業振興費	837	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	職員給与費 (職員課)						837
87	(款) 商工費 (項) 商工費 (目) 商工振興費	4, 469	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	職員給与費 (職員課)						4, 469
88	(款) 商工費 (項) 商工費 (目) 商工振興費	189	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	道の駅整備推進事業費 (産業観光課)						189
89	(款) 土木費 (項) 土木管理費 (目) 土木総務費	12, 581	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	職員給与費 (職員課)						12, 581
90	(款) 土木費 (項) 土木管理費 (目) 建築指導費	5	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	建築指導経費 (建築指導課)						5
91	(款) 土木費 (項) 道路橋りょう費 (目) 道路橋りょう総務費	5, 153	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	職員給与費 (職員課)						5, 153

令和7年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和7年度 補正第8号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) (事 業 名) (主 管 課)	補 正 額	明 明				
	国庫支出金		県支出金	地方債	その他	一般財源	
92	(款) 土木費 (項) 道路橋りょう費 (目) 道路橋りょう総務費	15					15
	道路橋りょう総務管理経費 (道路管理課)		職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
93	(款) 土木費 (項) 道路橋りょう費 (目) 道路新設改良費	373					373
	職員給与費 (職員課)		人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定するほか、不足が見込まれる経費を増額することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、共済費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
94	(款) 土木費 (項) 道路橋りょう費 (目) 橋りょう新設改良費	△ 20,000				△ 20,000	
	浜園橋橋りょう整備事業費 (道路建設課) (継続費)		浜園橋橋りょう整備工事(護岸工)について、河川管理者の神奈川県が同時期に実施する浜園橋下流側の河床掘削工事との調整により、本工事の一部に着手できない期間が生じ、工期を延伸することに伴い、工事請負費を減額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
95	(款) 土木費 (項) 河川費 (目) 河川総務費	4,020					4,020
	職員給与費 (職員課)		人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
96	(款) 土木費 (項) 都市計画費 (目) 都市計画総務費	42,846					42,846
	職員給与費 (職員課)		人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の額並びに通勤手当の額を改定するほか、不足が見込まれる経費を増額することに伴い、給料、地域手当、通勤手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
97	(款) 土木費 (項) 都市計画費 (目) 都市計画総務費	3,902					3,902
	公共下水道事業会計負担金 (下水道河川総務課)		人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定するほか、不足が見込まれる経費を増額し、公共下水道事業会計において職員給与費等を増額することに伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
98	(款) 土木費 (項) 都市計画費 (目) 都市計画総務費	2,556					2,556
	公共下水道事業会計出資金 (下水道河川総務課)		人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定するほか、不足が見込まれる経費を増額し、公共下水道事業会計において職員給与費等を増額することに伴い、投資及び出資金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				

令和7年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和7年度 補正第8号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) 事業名 (主 管 課)	補 正 額	明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
99	(款) 土木費 (項) 都市計画費 (目) 都市計画総務費	26					26
	香川駅周辺整備事業費 (拠点整備課)		職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
100	(款) 土木費 (項) 都市計画費 (目) 都市計画総務費	11					11
	バリアフリー基本構想推進事業費 (都市政策課)		職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
101	(款) 土木費 (項) 都市計画費 (目) 街路事業費	563					563
	職員給与費 (職員課)		人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
102	(款) 土木費 (項) 都市計画費 (目) 街路事業費	26					26
	新国道線街路事業費 (道路建設課)		職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
103	(款) 土木費 (項) 都市計画費 (目) 緑化推進費	9					9
	緑の保全事業費 (景観みどり課)		職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
104	(款) 土木費 (項) 都市計画費 (目) 公園費	61					61
	公園緑地等管理運営経費 (公園緑地課)		職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
105	(款) 土木費 (項) 都市計画費 (目) 公園費	18					18
	氷室椿庭園管理運営経費 (公園緑地課)		職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				

令和7年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和7年度 補正第8号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) (主 管 課)	補 正 額	明 明				
106	(款) 土木費 (項) 住宅費 (目) 住宅管理費	989	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	職員給与費 (職員課)						989
			人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
107	(款) 消防費 (項) 消防費 (目) 常備消防費	98,847	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	職員給与費 (職員課)					18,880	79,967
			人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の額並びに通勤手当の額を改定するほか、不足が見込まれる経費を増額することに伴い、給料、地域手当、通勤手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
108	(款) 消防費 (項) 消防費 (目) 常備消防費	7	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	救命活動推進事業費 (消防指導課)					1	6
			職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
109	(款) 消防費 (項) 消防費 (目) 常備消防費	6,842	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	消防施設設備維持管理経費 (消防総務課) (繰越明許費)				5,100		1,742
			消防署海岸出張所に設置されているホースリフターの修繕を行うことに伴い、修繕料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
110	(款) 教育費 (項) 教育総務費 (目) 事務局費	26,980	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	職員給与費 (職員課)						26,980
			人事院の国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の額の改定並びに通勤手当の額を改定するほか、特別職の期末手当の引き上げ、不足が見込まれる経費の増額により、給料、地域手当、通勤手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
111	(款) 教育費 (項) 教育総務費 (目) 事務局費	9	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	事務局管理経費 (学務課)						9
			職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
112	(款) 教育費 (項) 教育総務費 (目) 事務局費	8	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	臨時雇用職員経費 (学校教育指導課)						8
			職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				

令和7年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和7年度 補正第8号)
(歳出)

(単位:千円)

項 番	(款 項 目) 事 業 名 (主 管 課)	補 正 額	明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
113	(款)教育費(項)教育総務費 (目)事務局費	65					65
	学校教育指導関係経費 (学校教育指導課)		職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
114	(款)教育費(項)教育総務費 (目)事務局費	17					17
	教育研究研修管理経費 (教育センター)		職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
115	(款)教育費(項)教育総務費 (目)事務局費	9					9
	図書刊行事業費 (教育センター)		職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
116	(款)教育費(項)教育総務費 (目)事務局費	33					33
	初任者研修等関係経費 (教育センター)		職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
117	(款)教育費(項)教育総務費 (目)事務局費	38					38
	青少年教育相談事業費 (教育センター)		職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
118	(款)教育費(項)教育総務費 (目)事務局費	49					49
	特別支援教育相談事業費 (学校教育指導課)		職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
119	(款)教育費(項)小学校費 (目)学校管理費	13,196					13,196
	職員給与費 (職員課)		人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の額並びに通勤手当の額を改定するほか、不足が見込まれる経費を増額することに伴い、給料、地域手当、通勤手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				

令和7年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和7年度 補正第8号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) 事業名 (主 管 課)	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
120	(款)教育費(項)小学校費 (目)学校管理費	733					733
	一般管理経費 (教育総務課)		職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
121	(款)教育費(項)小学校費 (目)学校管理費	3,430					3,430
	施設設備補修費 (教育施設課)		香川小学校理科室及び鶴が台小学校多目的室の空調機の修繕を行うことに伴い、修繕料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
122	(款)教育費(項)中学校費 (目)学校管理費	3,275					3,275
	職員給与費 (職員課)		人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の額並びに通勤手当の額を改定することに伴い、給料、地域手当、通勤手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
123	(款)教育費(項)中学校費 (目)学校管理費	131					131
	一般管理経費 (教育総務課)		職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
124	(款)教育費(項)中学校費 (目)学校管理費	5,550					5,550
	施設設備補修費 (教育施設課)		鶴嶺中学校音楽室及び梅田中学校音楽室の空調機の修繕を行うことに伴い、修繕料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
125	(款)教育費(項)学校給食費 (目)学校給食管理費	14,960					14,960
	職員給与費 (職員課)		人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の額並びに通勤手当の額を改定するほか、不足が見込まれる経費を増額することに伴い、給料、地域手当、通勤手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
126	(款)教育費(項)学校給食費 (目)学校給食管理費	6,665					6,665
	学校給食施設設備補修費 (学務課) (繰越明許費)		緑が浜小学校給食調理場の排風機の修繕及び鶴嶺小学校給食調理場昇降機の基板等の交換を行うことに伴い、修繕料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				

令和7年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和7年度 補正第8号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) (主 管 課)	補 正 額	説 明				
127	(款)教育費(項)社会教育費 (目)社会教育総務費	20,520	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	職員給与費 (職員課)						20,520
128	(款)教育費(項)社会教育費 (目)文化財保護費	25	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	文化財保護管理経費 (社会教育課)						25
129	(款)教育費(項)社会教育費 (目)文化財保護費	68	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	埋蔵文化財遺跡確認調査事業費 (社会教育課)						68
130	(款)教育費(項)社会教育費 (目)文化財保護費	29	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	埋蔵文化財遺跡発掘調査事業費 (社会教育課)						29
131	(款)教育費(項)社会教育費 (目)文化財保護費	14	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	民俗資料館管理運営経費 (博物館)						14
132	(款)教育費(項)社会教育費 (目)博物館費	39	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	博物館管理運営経費 (博物館)						39
133	(款)教育費(項)社会教育費 (目)公民館費	38	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	業務管理経費 (小和田公民館)						38

令和7年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和7年度 補正第8号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) 事業名 (主 管 課)	補 正 額	明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
134	(款)教育費(項)社会教育費 (目)公民館費	38					38
	業務管理経費 (鶴嶺公民館)		職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
135	(款)教育費(項)社会教育費 (目)公民館費	38					38
	業務管理経費 (松林公民館)		職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
136	(款)教育費(項)社会教育費 (目)公民館費	38					38
	業務管理経費 (南湖公民館)		職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
137	(款)教育費(項)社会教育費 (目)公民館費	38					38
	業務管理経費 (香川公民館)		職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
138	(款)教育費(項)社会教育費 (目)青少年施設費	39					39
	青少年会館管理経費 (青少年会館)		職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
139	(款)教育費(項)社会教育費 (目)図書館費	122					122
	奉仕活動経費 (図書館)		職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				

令和7年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和7年度 補正第9号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) 事業名 (主 管 課)	補 正 額	明 説				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
1	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 一般管理費	4,335					4,335
	公務災害補償関係経費 (職員課)		公務災害等の補償として、条例に基づき療養補償等を支給することに伴い、災害補償費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
2	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 地域活動推進費	10					10
	地域活動推進経費 (市民自治推進課)		松林コミュニティセンターの指定管理者の選定に向けて、指定管理者選定等委員会において臨時委員を委嘱することに伴い、報酬を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
3	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 地域活動推進費	845				288	557
	市民活動推進経費 (市民自治推進課)		市民活動推進基金に寄附金等を積み立てることに伴い、積立金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
4	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 社会福祉総務費	61					61
	介護保険事業特別会計繰出金 (介護保険課)		介護保険事業特別会計における介護予防・生活支援サービス事業費の増額に伴い、繰出金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
5	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉総務費	46,817		887			45,930
	小児医療費助成事業費 (こども政策課)		小児医療費助成事業について、当初の想定を上回る利用件数の増加に伴い、扶助費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
6	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 母子福祉費	1,277	957				320
	母子家庭父子家庭自立支援教育訓練給付金事業費 (こども政策課)		母子家庭父子家庭自立支援教育訓練給付金の支給について、当初の想定を上回る申請者の増加に伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
7	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 環境衛生費	1,540		770			770
	動物愛護管理事業費 (衛生課)		対象となる鳥獣の回収件数の増加に伴い、委託料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				

令和7年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和7年度 補正第9号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) 事業名 (主 管 課)	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
8	(款) 土木費 (項) 道路橋りょう費 (目) 道路新設改良費	1,986	1,092		800		94
	市道0109号線歩道設置 (道路建設課)		用地取得に伴う補償費算定において、当初の想定を上回る補償額の増加に伴い、補償補填及び賠償金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
9	(款) 土木費 (項) 都市計画費 (目) 都市計画総務費	△ 9,335					△ 9,335
	公共下水道事業会計出資金 (下水道河川総務課)		口径2,000mm以上かつ平成6年度以前に設置・改築された下水道管路を対象とした全国特別重点調査に対し、公共下水道事業会計において国庫補助金の追加交付を受けたことに伴い、投資及び出資金を減額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
10	(款) 土木費 (項) 都市計画費 (目) 緑化推進費	4,361				4,361	
	緑の保全事業費 (景観みどり課)		保存樹林の公有地化を図るため、実測測量及び不動産鑑定を行うことに伴い、委託料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
11	(款) 教育費 (項) 小学校費 (目) 学校管理費	3,548					3,548
	一般管理経費 (教育総務課)		小学校における児童数及び学級数の増加に対応するため、不足する児童用の机・椅子等を購入することに伴い、消耗品費を増額するほか、可搬式インターホンの各種設定変更を行うことに伴い、手数料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
12	(款) 教育費 (項) 小学校費 (目) 学校管理費	2,400					2,400
	施設管理経費 (教育施設課)		小学校における児童数及び学級数の増加に対応するため、特別支援学級の教室に間仕切りを設置することに伴い、委託料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
13	(款) 教育費 (項) 小学校費 (目) 学校管理費	4,638					4,638
	施設設備補修費 (教育総務課) (繰越明許費)		小学校の体育器具及び遊具について、点検により当初の想定を上回る修繕を実施することに伴い、修繕料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
14	(款) 教育費 (項) 小学校費 (目) 学校管理費	13,260					13,260
	施設設備補修費 (教育施設課)		小学校における児童数及び学級数の増加に対応するため、普通学級の教室を補修することに伴い、修繕料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				

令和7年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和7年度 補正第9号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) (事 業 名) (主 管 課)	補 正 額	明 明				
15	(款)教育費(項)小学校費 (目)学校管理費	5,103	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	学校管理用備品整備事業費 (教育総務課)						5,103
16	(款)教育費(項)小学校費 (目)教育振興費	157	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	義務教育教材購入費 (教育総務課)						157
17	(款)教育費(項)小学校費 (目)教育振興費	1,561	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	情報機器設備運営経費 (学校教育指導課)						1,561
18	(款)教育費(項)中学校費 (目)学校管理費	4,570	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	一般管理経費 (教育総務課)						4,570
19	(款)教育費(項)中学校費 (目)学校管理費	800	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	施設管理経費 (教育施設課)						800
20	(款)教育費(項)中学校費 (目)学校管理費	16,060	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	施設設備補修費 (教育施設課)						16,060
21	(款)教育費(項)中学校費 (目)学校管理費	2,267	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	学校管理用備品整備事業費 (教育総務課)						2,267

令和7年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和7年度 補正第9号)
(歳出)

(単位:千円)

項 番	(款 項 目) 事業名 (主 管 課)	補 正 額	明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
22	(款)教育費(項)中学校費 (目)教育振興費	5,114					5,114
	情報機器配備運営経費 (学校教育指導課)		GIGAスクール構想の推進のため、中学校における生徒数の増加に応じた普通教室の整備において、タブレット用充電保管庫及び大型モニター等の購入に伴い、消耗品費、備品購入費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
23	(款)教育費(項)学校給食費 (目)学校給食管理費	4,802					4,802
	小学校給食管理運営費 (学務課)		小学校における児童数及び学級数の増加に対応するため、不足する食器類等や配膳車を購入することに伴い、消耗品費、備品購入費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
24	(款)教育費(項)学校給食費 (目)学校給食管理費	1,012					1,012
	中学校給食管理運営費 (学務課)		中学校における生徒数及び学級数の増加に対応するため、配膳台及び折りたたみワゴンを購入することに伴い、消耗品費、備品購入費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
25	(款)教育費(項)社会教育費 (目)青少年対策費	3,206	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	放課後児童健全育成事業費 (青少年課)		1,068	1,068			1,070
26	(款)教育費(項)社会教育費 (目)図書館費	2,990					2,990
	管理運営経費 (図書館)		図書館について、気象状況により空調機器の稼働日が多く、当初の想定を上回る消費電力量が増加したこと等に伴い、光熱水費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				

令和7年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

国民健康保険事業特別会計(令和7年度 補正第2号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) (事 業 名) (主 管 課)	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
1	(款)総務費(項)総務管理費 (目)一般管理費	8,114				8,114	
	職員給与費 (職員課)		人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定するほか、不足が見込まれる経費を増額することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
2	(款)総務費(項)総務管理費 (目)一般管理費	98				98	
	一般管理経費 (保険年金課)		職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当、共済費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
3	(款)総務費(項)徴収費 (目)賦課徴収費	32				32	
	賦課徴収事務費 (保険年金課)		職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当、共済費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				

令和7年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

後期高齢者医療事業特別会計(令和7年度 補正第2号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) (事業名 主管課)	補正額	説明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
1	(款)総務費(項)総務管理費 (目)一般管理費	2,514				2,514	
	職員給与費 (職員課)		人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				
2	(款)総務費(項)総務管理費 (目)一般管理費	16				16	
	一般管理経費 (保険年金課)		職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				

令和7年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

介護保険事業特別会計(令和7年度 補正第2号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) (事 業 名) (主 管 課)	補 正 額	説 明				
1	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 一般管理費	9,626	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
					9,626		
	職員給与費 (職員課)					人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の額並びに通勤手当の額を改定するほか、不足が見込まれる経費を増額することに伴い、給料、地域手当、通勤手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)	
2	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 一般管理費	729	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
					729		
	一般管理経費 (介護保険課)					第三者行為損害賠償請求事務手数料の増加に伴い、手数料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)	
3	(款) 総務費 (項) 介護認定審査費 (目) 介護認定審査会費	9	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
					9		
	介護認定審査会費 (介護保険課)					職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当、共済費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)	
4	(款) 総務費 (項) 介護認定審査費 (目) 認定調査費	97	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
					97		
	認定調査費 (介護保険課)					職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当、共済費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)	
5	(款) 地域支援事業費 (項) 包括的支援事業・任意事業費 (目) 包括的支援事業費	248	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	80		40		80	48	
	在宅医療介護連携推進事業費 (職員課)					人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)	
6	(款) 諸支出金 (項) 繰出金 (目) 一般会計繰出金	2	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						2	
	一般会計繰出金 (高齢福祉課)					人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定し、一般会計において、会計年度任用職員期末勤勉手当等を増額することに伴い、繰出金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)	

令和7年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

介護保険事業特別会計(令和7年度 補正第3号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) (事 業 名) (主 管 課)	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	(款) 地域支援事業費 (項) 介護予防・生活支援サービス事業費 (目) 介護予防・生活支援サービス事業費	484	106	60		192	126
1	介護予防・生活支援サービス事業費 (高齢福祉課)		短期集中訪問型介護予防サービスCについて、当初の想定を上回る参加申し込みに対応するため、委託料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年10月23日)				

茅ヶ崎市公告式条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

規則の公布に関し、その事務の合理化を図るため提案する。

2 根拠法規

地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条第3項から第5項まで

3 条例の概要

- (1) 規則の公布に際し行う市長等の署名を記名に代えること等とした。（第3条、第5条関係）
- (2) 規定を整備することとした。（第1条、第2条、第4条、第6条、第7条関係）
- (3) この条例は、令和8年1月1日から施行することとした。

茅ヶ崎市公告式条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<u>(趣旨)</u> 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条第4項及び第5項の規定に基づき、条例の公布等に関し必要な事項を定めるものとする。 (条例の公布) 第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入してその末尾に市長が署名しなければならない。 2 条例の公布は、掲示場に掲示してこれを行う。 3 前項の掲示場の位置は、市長が別に定める。 <u>(規則の公布)</u> 第3条 規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び市長名を記入しなければならない。 2 前条第2項の規定は、前項の規定による規則の公布について準用する。 <u>(市長の定める規程の公表)</u> 第4条 第2条第2項及び前条第1項の規定は、市長の定める規程（規則を除く。第6条において同じ。）で公表を要するものの公表について準用する。 (その他の規則及び規程の公表) 第5条 第2条第2項及び第3条第1項の規定は、市長以外の市の機関の定める規則の公布及びその他の規程で公表を要するものの公表について準用する。この場合において、同項中「市長名」とあるのは、「当該機関名又は当該機関を代表する者の氏名」と読み替えるものとする。	<u>(この条例の目的)</u> 第1条 地方自治法第16条の規定に基く条例、規則、規程の公告式及び告示その他市の全部又は一部に周知を要する公表は法令又は条例に特別の定めがあるものの外この条例の定めるところによる。 (条例の公布) 第2条 条例を公布しようとするときは 公布の旨の前文及び年月日を記入してその末尾に市長が署名しなければならない。 2 条例の公布は、掲示場に掲示してこれを行う。掲示場の位置及び掲示に関する規定は市長が別にこれを定める。 <u>(規則に関する準用)</u> 第3条 前条の規定は、規則にこれを準用する。 <u>(規程の公表)</u> 第4条 規程を公表しようとするときは、公布若しくは公表の旨の前文年月日及び市長名を記入して市長印をおさなければならない。 2 第2条第2項の規定は前項の規定にこれを準用する。 (その他の規則及び規程の公表) 第5条 第2条の 規定は、市の機関の定める規則で公表を要するものにこれを 準用する。この場合において第2条第1項中「市長」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。 2 第4条の規定は、市の機関の定める規程で公表を要するものにこれを準用する。この場合において第4条中「市長名」とあるのは「当該機関名」に「市長印」とあるのは「当該機関印」と読み替

第6条 規則若しくは市長の定める規程で公表を要するもの又は市長以外の市の機関の定める規則若しくはその他の規程で公表を要するものは、それぞれ当該規則又は規程をもって特に施行の期日を定めることができる。

第7条 第2条第2項の規定は、告示及び公告の公表について準用する。

(施行期日の特例)

第6条 条例、規則、規程は当該条例、規則、

 規程をもって特に施行の期日を
定めることができる。

第7条 告示その他市の全部又は一部に周知を要するものは掲示場に掲示してこれを行う。

茅ヶ崎市公告式条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

第十六条 普通地方公共団体の議会の議長は、条例の制定又は改廃の議決があつたときは、その日から三日以内にこれを当該普通地方公共団体の長に送付しなければならない。

② 普通地方公共団体の長は、前項の規定により条例の送付を受けた場合は、その日から二十日以内にこれを公布しなければならない。ただし、再議その他の措置を講じた場合は、この限りでない。

③ 条例は、条例に特別の定があるものを除く外、公布の日から起算して十日を経過した日から、これを施行する。

④ 当該普通地方公共団体の長の署名（総務省令で定める署名に代わる措置を含む。）、施行期日の特例その他条例の公布に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。

⑤ 前二項の規定は、普通地方公共団体の規則並びにその機関の定める規則及びその他の規程で公表を要するものにこれを準用する。但し、法令又は条例に特別の定があるときは、この限りでない。

茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

認知症施策推進計画を高齢者福祉計画及び介護保険事業計画と一体として策定することから、茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会の設置目的を改めるため提案する。

2 根拠法規

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項

3 条例の概要

- (1) 茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会の設置目的は、茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画の策定及び変更並びにこれらの計画に基づく事業の推進に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議することとする事とした。（別表関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとした。

茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後			
(設置)			
第2条 執行機関の附属機関として、別表に掲げるものを置く。			
別表(第2条関係)			
附属機関 の属する 執行機関	附属機 関	設置目的	委員 の数
市長	略	略	略
	茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会	茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画の策定及び変更並びにこれらの計画に基づく事業の推進に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議すること。	15人以内
	略	略	略
略	略	略	略

改正前			
(設置)			
第2条 執行機関の附属機関として、別表に掲げるものを置く。			
別表(第2条関係)			
附属機関 の属する 執行機関	附属機 関	設置目的	委員 の数
市長	略	略	略
	茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会	茅ヶ崎市高齢者福祉計画及び茅ヶ崎市介護保険事業計画の策定及び変更並びにこれらの計画に基づく事業の推進に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議すること。	15人以内
	略	略	略
略	略	略	略

茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

第三百三十八条の四 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

② 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

③ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴い、所要の規定を整備するため提案する。

2 根拠法規

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項

3 条例の概要

- (1) 引用条項を改めることとした。（別表関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとした。

茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

[illegible]

茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

第三百三十八条の四 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

② 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

③ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

○空家等対策の推進に関する特別措置法（空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）による改正後のもの）

（空家等対策計画）

第七条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めることができる。

2

） 略

1 4

（協議会）

第八条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。

3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

茅ヶ崎市地域集会施設条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

茅ヶ崎市地域集会施設として松林コミュニティセンターを設置するため提案する。

2 根拠法規

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 1 項、第 3 項及び第 4 項

3 条例の概要

- (1) 松林コミュニティセンターを茅ヶ崎市高田二丁目 1 4 番 2 8 号に設置することとした。（別表関係）
- (2) この条例は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

茅ヶ崎市地域集会施設条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前																				
(設置、名称及び位置) 第2条 地域住民の自主的活動の推進を図るため茅ヶ崎市地域集会施設（以下「集会施設」という。）を設置し、その名称及び位置は、別表のとおりとする。 別表（第2条関係） <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>コミュニティセンター湘南</td><td>略</td></tr> <tr> <td>松林コミュニティセンター</td><td>茅ヶ崎市高田二丁目14番28号</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> </table>	名称	位置	略	略	コミュニティセンター湘南	略	松林コミュニティセンター	茅ヶ崎市高田二丁目14番28号	略	略	(設置、名称及び位置) 第2条 地域住民の自主的活動の推進を図るため茅ヶ崎市地域集会施設（以下「集会施設」という。）を設置し、その名称及び位置は、別表のとおりとする。 別表（第2条関係） <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>コミュニティセンター湘南</td><td>略</td></tr> <tr> <td colspan="2"></td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> </table>	名称	位置	略	略	コミュニティセンター湘南	略			略	略
名称	位置																				
略	略																				
コミュニティセンター湘南	略																				
松林コミュニティセンター	茅ヶ崎市高田二丁目14番28号																				
略	略																				
名称	位置																				
略	略																				
コミュニティセンター湘南	略																				
略	略																				

茅ヶ崎市地域集会施設条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

(公の施設の設置、管理及び廃止)

- 第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。
- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

子ども・子育て支援法の改正を踏まえ、過料の対象となる者の範囲を拡大するため提案する。

2 根拠法規

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 82 条

3 条例の概要

- (1) 過料の対象となる者について、妊婦のための支援給付又は乳児等のための支援給付に係る報告等をせず、若しくは虚偽の報告等をし、又は職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者等を加えることとした。（第 3 条関係）
- (2) この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行することとした。

子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(過料) 第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、100,000円以下の過料に処する。 (1) 正当な理由なしに、<u>法第10条の5若しくは第13条（法第30条の3及び第30条の13において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者</u> (2) 正当な理由なしに、<u>法第14条第1項（法第30条の3及び第30条の13において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</u> (3) <u>法第23条第2項若しくは第4項、第24条第2項又は第30条の18第2項の規定による支給認定証又は乳児等支援支給認定証の提出又は返還を求められてこれに応じない者</u>	(過料) 第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、100,000円以下の過料に処する。 (1) 正当な理由なしに、<u>法第13条第1項</u>（<u>法第30条の3</u>）<u>において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項</u>の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者 (2) 正当な理由なしに、<u>法第14条第1項（法第30条の3</u>）<u>において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</u> (3) <u>法第23条第2項若しくは第4項又は第24条第2項</u>の規定による支給認定証<u>の</u>提出又は返還を求められてこれに応じない者

子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例参照条文

○子ども・子育て支援法（子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）による改正後のもの）

（報告等）

第十条の五 市町村は、妊婦のための支援給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、妊婦若しくはその配偶者若しくは妊婦の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はその職員に質問させることができる。

（報告等）

第十三条 市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、小学校就学前子ども、小学校就学前子どもの保護者若しくは小学校就学前子どもの属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

（報告徴収及び立入検査）

第十四条 市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を行う者若しくはこれを使用する者若しくはこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該教育・保育を行う施設若しくは事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（教育・保育給付認定の変更）

第二十三条 教育・保育給付認定保護者は、現に受けている教育・保育給付認定に係る当該教育・保育給付認定子どもの該当する第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、保育必要量その他の内閣府令で定める事項を変更する必要があるときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、教育・保育給付認定の変更の認定を申請することができる。

2 市町村は、前項の規定による申請により、教育・保育給付認定保護者につき、必要があると認めるときは、教育・保育給付認定の変更の認定を行うことができる。この場合において、市町村は、当該変更の認定に係る教育・保育給付認定保護者に対し、支給認定証の提出を求めるものとする。

3 第二十条第二項、第三項、第四項前段及び第五項から第七項までの規定は、前項の教育・保育給付認定の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 市町村は、職権により、教育・保育給付認定保護者につき、第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（以下「満三歳未満保育認定子ども」という。）が満三歳に達したときその他必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、教育・保育給付認定の変更の認定を行うことができる。この場合において、市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該変更の認定に係る教育・保育給付認定保護者に対し、支給認定証の提出を求めるものとする。

5 第二十条第二項、第三項及び第四項前段の規定は、前項の教育・保育給付認定の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6 市町村は、第二項又は第四項の教育・保育給付認定の変更の認定を行った場合には、内閣府令で定めるところにより、支給認定証に当該変更の認定に係る事項を記載し、これを返還するものとする。

（教育・保育給付認定の取消し）

第二十四条 教育・保育給付認定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該教育・保育給付認定を取り消すことができる。

- 一 当該教育・保育給付認定に係る満三歳未満の小学校就学前子どもが、教育・保育給付認定の有効期間内に、第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当しなくなったとき。
- 二 当該教育・保育給付認定保護者が、教育・保育給付認定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。
- 三 その他政令で定めるとき。

2 前項の規定により教育・保育給付認定の取消しを行った市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該取消しに係る教育・保育給付認定保護者に対し支給認定証の返還を求めるものとする。

(準用)

第三十条の三 第十条の六、第十条の七及び第十二条から第十六条までの規定は、子育てのための施設等利用給付について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(準用)

第三十条の十三 第十条の六、第十条の七及び第十二条から第十六条までの規定は、乳児等のための支援給付について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(乳児等支援給付認定の取消し)

第三十条の十八 乳児等支援給付認定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該乳児等支援給付認定を取り消すことができる。

- 一 乳児等支援給付認定子どもが支給対象小学校就学前子どもに該当しなくなったとき。
- 二 乳児等支援給付認定保護者が当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。
- 三 乳児等支援給付認定保護者が前条第一項の規定に違反したとき。
- 四 その他政令で定めるとき。

2 前項の規定により乳児等支援給付認定の取消しを行った市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該取消しに係る乳児等支援給付認定保護者に対し、乳児等支援支給認定証の返還を求めるものとする。

第八十二条 市町村は、条例で、正当な理由なしに、第十条の五若しくは第十三条（第三十条の三及び第三十条の十三において準用する場合を含む。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

2 市町村は、条例で、正当な理由なしに、第十四条第一項（第三十条の三及び第三十条の十三において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は第十四条第一項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

3 市町村は、条例で、第二十三条第二項若しくは第四項、第二十四条第二項又は第三十条の十八第二項の規定による支給認定証又は乳児等支援支給認定証の提出又は返還を求められてこれに応じない者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

茅ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、幼保連携型認定こども園及び幼稚園である特定教育・保育施設の職員がしてはならない行為を改めるため提案する。

2 根拠法規

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第34条第2項及び第46条第2項

3 条例の概要

- (1) 幼保連携型認定こども園及び幼稚園である特定教育・保育施設の職員等がしてはならない行為に、園児の心身に重大な危険が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、業務上必要な注意を怠り、当該危険を防止するための必要な措置を講じないことを加えることとした。（第25条関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとした。

茅ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、<u>児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）</u>に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、<u>児童福祉法第33条の10各号</u> _____ _____ _____ _____ _____に掲 げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

茅ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例参照条文

○子ども・子育て支援法

(特定教育・保育施設の基準)

第三十四条 特定教育・保育施設の設置者は、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める基準（以下「教育・保育施設の認可基準」という。）を遵守しなければならない。

一 認定こども園 認定こども園法第三条第一項の規定により都道府県（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内に所在する認定こども園（都道府県が設置するものを除く。以下「指定都市等所在認定こども園」という。）については、当該指定都市等。以下この号において同じ。）の条例で定める要件（当該認定こども園が認定こども園法第三条第一項の認定を受けたものである場合又は同項の規定により都道府県の条例で定める要件に適合しているものとして同条第十項の規定による公示がされたものである場合に限る。）、認定こども園法第三条第三項の規定により都道府県の条例で定める要件（当該認定こども園が同項の認定を受けたものである場合又は同項の規定により都道府県の条例で定める要件に適合しているものとして同条第十項の規定による公示がされたものである場合に限る。）又は認定こども園法第十三条第一項の規定により都道府県の条例で定める設備及び運営についての基準（当該認定こども園が幼保連携型認定こども園（認定こども園法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）である場合に限る。）

二 幼稚園 学校教育法第三条に規定する学校の設備、編制その他に関する設置基準（第五十八条の四第一項第二号及び第三号並びに第五十八条の九第二項において「設置基準」という。）（幼稚園に係るものに限る。）

三 保育所 児童福祉法第四十五条第一項の規定により都道府県（指定都市等又は同法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）の区域内に所在する保育所（都道府県が設置するものを除く。第三十九条第二項及び第四十条第一項第二号において「指定都市等所在保育所」という。）については、当該指定都市等又は児童相談所設置市）の条例で定める児童福祉施設の設備及び運営についての基準（保育所に係るものに限る。）

2 特定教育・保育施設の設置者は、市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従い、特定教育・保育（特定教育・保育施設が特別利用保育又は特別利用教育を行う場合にあっては、特別利用保育又は特別利用教育を含む。以下この款において同じ。）を提供しなければならない。

3 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。

一 特定教育・保育施設に係る利用定員（第二十七条第一項の確認において定める利用定員をいう。第七十二条第一項第一号において同じ。）

二 特定教育・保育施設の運営に関する事項であって、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

4 略

5 略

(特定地域型保育事業の基準)

第四十六条 特定地域型保育事業者は、地域型保育の種類に応じ、児童福祉法第三十四条の十六第一項の規定により市町村の条例で定める設備及び運営についての基準（以下「地域型保育事業の認可基準」という。）を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従い、特定地域型保育を提供しなければならない。

3 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。

一 特定地域型保育事業に係る利用定員（第二十九条第一項の確認において定める利用定員をい

う。第七十二条第一項第二号において同じ。)

二 特定地域型保育事業の運営に関する事項であって、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持等並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

4 内閣総理大臣は、前項に規定する内閣府令で定める基準及び同項第二号の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、特定地域型保育の取扱いに関する部分についてこども家庭審議会の意見を聴かなければならない。

5 特定地域型保育事業者は、次条第二項の規定による利用定員の減少の届出をしたとき又は第四十八条の規定による確認の辞退をするときは、当該届出の日又は同条に規定する予告期間の開始日の前一月以内に当該特定地域型保育を受けていた者であって、当該利用定員の減少又は確認の辞退の日以後においても引き続き当該特定地域型保育に相当する地域型保育の提供を希望する者に対し、必要な地域型保育が継続的に提供されるよう、他の特定地域型保育事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

○学校教育法

第二十八条 第三十七条第六項、第八項及び第十二項から第十七項まで並びに第四十二条から第四十四条までの規定は、幼稚園に準用する。

② 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第四章の規定は、幼稚園に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第二十七条の二第一項	園児について	園児（幼稚園に在籍する幼児をいう。以下同じ。）について
略	略	略

○児童福祉法

第三十三条の十 この節において、被措置児童等虐待とは、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業等、病児保育事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業若しくは乳児等通園支援事業に従事する者、里親若しくはその同居人、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童館、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設若しくは認可外保育施設（第五十九条第一項に規定する施設のうち、第六条の三第九項から第十二項まで又は第三十九条第一項に規定する業務を目的とするものをいう。次項第五号において同じ。）の長、その職員その他の従業者、指定発達支援医療機関の管理者その他の従業者、一時保護施設を設けている児童相談所の所長、当該一時保護施設の職員その他の従業者又は第三十三条第一項若しくは第二項の委託を受けて児童の一時保護を行う業務に従事する者（以下「施設職員等」と総称する。）が、事業を利用する児童、委託された児童、入所する児童又は一時保護が行われた児童（以下「被措置児童等」という。）について行う次に掲げる行為をいう。

一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。

三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。

四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

② 略

③ 略

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

(定義)

第二十七条の二 この章において「入園児虐待」とは、幼保連携型認定こども園の長、その職員その他の従業者（以下この章において「職員等」という。）が、園児について行う次に掲げる行為（当該幼保連携型認定こども園の管理下におけるものに限る。）をいう。

一 園児の身体に外傷が生じ、又は生ずるおそれのある暴行を加えること。

二 園児にわいせつな行為をすること又は園児をしてわいせつな行為をさせること。

三 園児の心身に重大な危険が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、業務上必要な注意を怠り、当該危険を防止するための必要な措置を講じないこと。

四 園児に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の園児に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

2 略

3 略

○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和7年内閣府令第80号）第5条の規定による改正後のもの）

(虐待等の禁止)

第二十五条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第三十三条の十第一項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第二十七条の二第一項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、学校教育法第二十八条第二項において準用する認定こども園法第二十七条の二第一項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

茅ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例について

1 提案の理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に鑑み、家庭的保育事業者等が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断等の全部又は一部を行わないことができる場合を定めるため提案する。

2 根拠法規

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 3 4 条の 1 6 第 1 項

3 条例の概要

- (1) 家庭的保育事業者等は、利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められる乳幼児に対する健康診査が行われた場合には、当該利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断の全部又は一部を行わないことができることとした。（第 1 8 条関係）
- (2) 規定を整備することとした。（第 2 4 条関係）
- (3) 所要の規定を整備することとした。（第 1 3 条関係）
- (4) この条例は、公布の日から施行することとした。

茅ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧
対照表

改 正 後	改 正 前				
(虐待等の禁止) 第13条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</u> (利用乳幼児及び職員の健康診断) 第18条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。 <table border="1"> <tr> <td>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</td><td>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</td></tr> <tr> <td>乳幼児に対する健康診査</td><td>利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</td></tr> </table> 3 略 4 略 (職員) 第24条 略 2 家庭的保育者は、市長が行う研修（市長が指定	児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断	乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断	(虐待等の禁止) 第13条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10各号</u> に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (利用乳幼児及び職員の健康診断) 第18条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</u> _____が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、<u>利用開始時の健康診断の全部又は一部を行</u>わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、<u>児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握</u>しなければならない。 3 略 4 略 (職員) 第24条 略 2 家庭的保育者は、市長が行う研修（市長が指定
児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断				
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断				

する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。
。)を修了した保育士(神奈川県¹の区域に係る法
第18条の29に規定する地域限定保育士及び児
童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律
第29号)附則第15条第1項の規定によりなお
その効力を有するものとされる同法附則第12条
の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成
25年法律第107号)第12条の5第2項に規
定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下
同じ。)又は保育士と同等以上の知識及び経験を
有すると市長が認める者であって、次の各号のい
ずれにも該当するものとする。

(1) 略

(2) 略

3 略

する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。
。)を修了した保育士()

国家戦略特別区域法(平成
25年法律第107号)第12条の5第2項に規
定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下
同じ。)又は保育士と同等以上の知識及び経験を
有すると市長が認める者であって、次の各号のい
ずれにも該当するものとする。

(1) 略

(2) 略

3 略

茅ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
参照条文

○児童福祉法

第十八条の二十九 認定地方公共団体は、地域限定保育士登録を受けている者（第十八条の三十四第二項、第十八条の三十五第一項及び第六十二条第二項第三号を除き、以下「地域限定保育士」という。）が保育士と連携して児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を適切に行うことができるようにするために必要な研修その他の内閣府令で定める措置を講じなければならない。

第三十三条の十 この節において、被措置児童等虐待とは、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業等、病児保育事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業若しくは乳児等通園支援事業に従事する者、里親若しくはその同居人、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童館、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設若しくは認可外保育施設（第五十九条第一項に規定する施設のうち、第六条の三第九項から第十二項まで又は第三十九条第一項に規定する業務を目的とするものをいう。次項第五号において同じ。）の長、その職員その他の従業者、指定発達支援医療機関の管理者その他の従業者、一時保護施設を設けている児童相談所の所長、当該一時保護施設の職員その他の従業者又は第三十三条第一項若しくは第二項の委託を受けて児童の一時保護を行う業務に従事する者（以下「施設職員等」と総称する。）が、事業を利用する児童、委託された児童、入所する児童又は一時保護が行われた児童（以下「被措置児童等」という。）について行う次に掲げる行為をいう。

一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。

三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。

四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

② 略

③ 略

第三十四条の十六 市町村は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準を確保するものでなければならない。

② 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。

一 家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業に従事する者及びその員数

二 家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の運営に関する事項であつて、児童の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

③ 家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行う者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

○母子保健法

（健康診査）

第十二条 市町村は、次に掲げる者に対し、内閣府令の定めるところにより、健康診査を行わなければならない。

一 満一歳六か月を超え満二歳に達しない幼児

二 満三歳を超え満四歳に達しない幼児

2 前項の内閣府令は、健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）第九条第一項に規定する健康診査等指針（第十六条第四項において単に「健康診査等指針」という。）と調和が保たれたものでなければならない。

第十三条 前条の健康診査のほか、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による妊婦に対する健康診査についての望ましい基準を定めるものとする。

○国家戦略特別区域法（児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第12条の規定による改正前のもの）

第十二条の五 略

2 国家戦略特別区域限定保育士は、その資格を得た次項に規定する事業実施区域において、第八項において準用する児童福祉法第十八条の十八第一項の登録を受け、国家戦略特別区域限定保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする。

3

略

19

○児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）

附 則

（旧試験合格者等に対する経過措置）

第十五条 施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第六項の規定によりこの法律の施行の日前に実施された国家戦略特別区域限定保育士試験又は前条の規定によりなお従前の例により同日以後に実施された国家戦略特別区域限定保育士試験に合格した者（次項において「旧試験合格者」という。）及びこれらの国家戦略特別区域限定保育士試験に係る特区地方公共団体については、施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第一項、第二項、第四項、第五項（同条第十二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第七項、第九項、第十項、第十一項（同条第十二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第十五項、第十六項及び第十九項並びに準用旧児童福祉法（同条第八項（同条第十二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において読み替えて準用する第一条の規定（附則第一条第二号及び第三号に掲げる改正規定を除く。次項において同じ。）による改正前の児童福祉法をいう。以下同じ。）第八条第一項及び第九項、第十八条の十八から第十八条の二十の三まで、第十八条の二十一、第十八条の二十二並びに第四十八条の四第三項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

略

2 略

3 略

○家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和7年内閣府令第80号）第6条の規定による改正後のもの）

（虐待等の禁止）

第十二条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第三十三条の十第一項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（利用乳幼児及び職員の健康診断）

第十七条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも一年に二回

の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十二条又は第十三条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

3 略

4 略

（職員）

第二十三条 略

- 2 家庭的保育者（法第六条の三第九項第一号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下この項において「改正法」という。）附則第十二条の規定による改正前の特区法（以下この項において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であった区域（以下「事業実施区域」という。）内にある家庭的保育事業を行う場所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）又は当該事業実施区域に係る改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士（以下「国家戦略特別区域限定保育士」という。））又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当する者とする。

3 略

茅ヶ崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例について

1 提案の理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に鑑み、規定を整備するため提案する。

2 根拠法規

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8の2第1項

3 条例の概要

- (1) 地域限定保育士に係る規定を整備することとした。（第11条関係）
- (2) 所要の規定を整備することとした。（第13条関係）
- (3) この条例は、公布の日から施行することとした。

茅ヶ崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(職員) 第11条 略 2 略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 <u>(1) 保育士（神奈川県に区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。）の資格を有する者</u> (2) 略 (10) 4 略 5 略 (虐待等の禁止) 第13条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(職員) 第11条 略 2 略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 <u>(1) 保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。）の資格を有する者</u> (2) 略 (10) 4 略 5 略 (虐待等の禁止) 第13条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

茅ヶ崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例参照条文

○児童福祉法

第十八条の二十九 認定地方公共団体は、地域限定保育士登録を受けている者（第十八条の三十四第二項、第十八条の三十五第一項及び第六十二条第二項第三号を除き、以下「地域限定保育士」という。）が保育士と連携して児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を適切に行うことができるようにするために必要な研修その他の内閣府令で定める措置を講じなければならない。

第三十三条の十 この節において、被措置児童等虐待とは、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業等、病児保育事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業若しくは乳児等通園支援事業に従事する者、里親若しくはその同居人、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童館、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設若しくは認可外保育施設（第五十九条第一項に規定する施設のうち、第六条の三第九項から第十二項まで又は第三十九条第一項に規定する業務を目的とするものをいう。次項第五号において同じ。）の長、その職員その他の従業者、指定発達支援医療機関の管理者その他の従業者、一時保護施設を設けている児童相談所の所長、当該一時保護施設の職員その他の従業者又は第三十三条第一項若しくは第二項の委託を受けて児童の一時保護を行う業務に従事する者（以下「施設職員等」と総称する。）が、事業を利用する児童、委託された児童、入所する児童又は一時保護が行われた児童（以下「被措置児童等」という。）について行う次に掲げる行為をいう。

一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。

三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。

四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

② 略

③ 略

第三十四条の八の二 市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない。

② 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、内閣府令で定める基準を参酌するものとする。

③ 放課後児童健全育成事業を行う者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

○地方自治法

（指定都市の権能）

第二百五十二条の十九 政令で指定する人口五十万以上の市（以下「指定都市」という。）は、次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこれに基づく政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

一

ㄱ 略

十三

2 略

（中核市の権能）

第二百五十二条の二十二 政令で指定する人口二十万以上の市（以下「中核市」という。）は、第二百五十二条の十九第一項の規定により指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが中核市が処理することに比して効率的な事務その他の中核市において処理することが適当でない事務以外の事務で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

2 略

○国家戦略特別区域法（児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号）附則第 12 条の規定による改正前のもの）

第十二条の五 略

2 国家戦略特別区域限定保育士は、その資格を得た次項に規定する事業実施区域において、第八項において準用する児童福祉法第十八条の十八第一項の登録を受け、国家戦略特別区域限定保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする。

3

略

19

○児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号）

附 則

（旧試験合格者等に対する経過措置）

第十五条 施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第六項の規定によりこの法律の施行の日前に実施された国家戦略特別区域限定保育士試験又は前条の規定によりなお従前の例により同日以後に実施された国家戦略特別区域限定保育士試験に合格した者（次項において「旧試験合格者」という。）及びこれらの国家戦略特別区域限定保育士試験に係る特区地方公共団体については、施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第一項、第二項、第四項、第五項（同条第十二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第七項、第九項、第十項、第十一項（同条第十二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第十五項、第十六項及び第十九項並びに準用旧児童福祉法（同条第八項（同条第十二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において読み替えて準用する第一条の規定（附則第一条第二号及び第三号に掲げる改正規定を除く。次項において同じ。）による改正前の児童福祉法をいう。以下同じ。）第八条第一項及び第九項、第十八条の十八から第十八条の二十の三まで、第十八条の二十一、第十八条の二十二並びに第四十八条の四第三項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

略

2 略

3 略

○放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和 7 年内閣府令第 80 号）第 7 条の規定による改正後のもの）

（職員）

第十条 略

2 略

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。

二 保育士（法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下この号において「改正法」という。）附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号。以下この号において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であった区域内にある放課後児童健全育成事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士又は当該事業実施区域であった区域に係る改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士）の資格を有する者

二

） 略

十

4 略

5 略

（虐待等の禁止）

第十二条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第三十三条の十第一項各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

茅ヶ崎市斎場条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

火葬需要の増大や施設の老朽化等による斎場の運営及び維持管理に要する経費の増加に鑑み、死亡時に市内に住所を有していた者に係る火葬室の使用に係る使用料を有料化すること等により、斎場の継続的な運営を図るため提案する。

2 根拠法規

地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条第1項

3 条例の概要

- (1) 死亡時に市内に住所を有していた者を火葬する場合等における火葬室の使用に係る使用料を徴収することとするとともに、死亡時に市外に住所を有していた者を火葬する場合等における火葬室の使用に係る使用料の額を引き上げることとした。（別表関係）
- (2) この条例は、令和8年4月1日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

茅ヶ崎市斎場条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後				改 正 前			
(使用料)				(使用料)			
第6条 使用者は、別表に定める額の使用料を使用の承認を受けた際に納付しなければならない。				第6条 使用者は、別表に定める額の使用料を使用の承認を受けた際に納付しなければならない。			
別表（第6条関係）				別表（第6条関係）			
使用料				使用料			
区分	単位	死亡者の住所		区分	単位	死亡者の住所	
		市内	市外			市内	市外
略略	略	略	略	略略	略	略	略
火葬であつた者の死体	1体	10,000	90,000	火葬であつた者の死体	1体	0	80,000
12歳未満であつた者の死体	1体	6,000	54,000	12歳未満であつた者の死体	1体	0	50,000
死胎	1胎	6,000	54,000	死胎	1胎	0	50,000
改葬	1件	6,000	54,000	改葬	1件	0	50,000
手術等により切除された身体の一部	1件	3,000	27,000	手術等により切除された身体の一部	1件	0	25,000
略略	略	略	略	略略	略	略	略
備考 略				備考 略			

茅ヶ崎市斎場条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

(使用料)

第二百二十五条 普通地方公共団体は、第二百三十八条の四第七項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

(分担金等に関する規制及び罰則)

第二百二十八条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

- 2 分担金、使用料、加入金及び手数料の徴収に関しては、次項に定めるものを除くほか、条例で五万円以下の過料を科する規定を設けることができる。
- 3 詐欺その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者については、条例でその徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料を科する規定を設けることができる。

(行政財産の管理及び処分)

第二百三十八条の四 行政財産は、次項から第四項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

- 2 行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。
 - 一 当該普通地方公共団体以外の者が行政財産である土地の上に政令で定める堅固な建物その他の土地に定着する工作物であつて当該行政財産である土地の供用の目的を効果的に達成することに資すると認められるものを所有し、又は所有しようとする場合（当該普通地方公共団体と一棟の建物を区分して所有する場合を除く。）において、その者（当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けるとき。
 - 二 普通地方公共団体が国、他の地方公共団体又は政令で定める法人と行政財産である土地の上に一棟の建物を区分して所有するためその者に当該土地を貸し付ける場合
 - 三 普通地方公共団体が行政財産である土地及びその隣接地の上に当該普通地方公共団体以外の者と一棟の建物を区分して所有するためその者（当該建物のうち行政財産である部分を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付ける場合
 - 四 行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地（以下この号において「庁舎等」という。）についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合において、当該普通地方公共団体以外の者（当該庁舎等を管理する普通地方公共団体が当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該余裕がある部分を貸し付けるとき（前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）。)
 - 五 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の経営する鉄道、道路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地上権を設定するとき。
 - 六 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の使用する電線路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地役権を設定するとき。
- 3 前項第二号に掲げる場合において、当該行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該土地の上に所有する一棟の建物の一部（以下この項及び次項において「特定施設」という。）を当該普通

地方公共団体以外の者に譲渡しようとするときは、当該特定施設を譲り受けようとする者（当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けることができる。

- 4 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該特定施設を譲渡しようとする場合について準用する。
- 5 前三項の場合においては、次条第四項及び第五項の規定を準用する。
- 6 第一項の規定に違反する行為は、これを無効とする。
- 7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。
- 8 前項の規定による許可を受けてする行政財産の使用については、借地借家法（平成三年法律第九十号）の規定は、これを適用しない。
- 9 第七項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。

（公の施設）

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

- 2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。
- 3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の

業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

茅ヶ崎市火災予防条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

大船渡市で発生した林野火災を踏まえ、新たに林野火災注意報を発令することができることとするとともに、林野火災警報による火の使用制限の対象区域を指定制とすることにより、林野火災注意報及び林野火災警報の的確な発令による林野火災の未然防止を図るため提案する。

2 根拠法規

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第1項

(2) 消防法（昭和23年法律第186号）第9条、第9条の2第2項及び第22条第4項

3 条例の概要

(1) 火災警報が発令された場合における屋内での裸火の使用の制限に関する規定を削ることとした。（第39条関係）

(2) 市長は、気象の状況が林野火災の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災注意報を発令することができることとし、市の区域内に在る者は、当該注意報が発令されてから解除されるまでの間、火の使用の制限に従うよう努めなければならないこと等とした。（第39条の8関係）

(3) 市長は、林野火災警報を発令したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、火の使用の制限の対象となる区域を指定することができることとした。（第39条の9関係）

(4) 消防長は、火災と紛らわしい煙を発するおそれのある行為等について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができることとした。（第65条関係）

(5) 規定を整備することとした。（目次関係）

(6) 所要の規定を整備することとした。（第62条の3関係）

(7) この条例は、令和8年1月1日から施行することとした。

茅ヶ崎市火災予防条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
目次	目次
第1章	第1章
く 略	く 略
第3章	第3章
第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第39条の2～第39条の7）	第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第39条の2～第39条の7）
第3章の3 林野火災の予防（第39条の8・第39条の9）	
第4章	第4章
く 略	く 略
第7章	第7章
附則	附則
（火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）	（火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）
第39条 火災に関する警報（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。	第39条 火災に関する警報 が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。
（1）山林、原野等において火入れをしないこと。	（1）山林、原野等において火入れをしないこと。
（2）煙火を消費しないこと。	（2）煙火を消費しないこと。
（3）屋外において火遊び又はたき火をしないこと。	（3）屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
（4）屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。	（4）屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
（5）残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。	（5）残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。
（住宅における火災の予防の推進）	（住宅における火災の予防の推進）
第39条の7 略	第39条の7 略
第3章の3 林野火災の予防	
（林野火災に関する注意報）	
第39条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関	（6）屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、
注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る
者は、第39条各号に定める火の使用の制限に従
うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、
前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対
象となる区域を指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報
の発令中における火の使用の制限)

第39条の9 市長は、林野火災の予防を目的とし
て火災に関する警報を発したときは、林野火災の
発生の危険性を勘案して、第39条各号に定める
火の使用の制限の対象となる区域を指定すること
ができる。

(屋外催しに係る防火管理)

第62条の3 前条第1項の指定催しを主催する者
は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担
当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日
前までに（当該指定催しを開催する日の14日前
の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、
防火担当者を定めた後遅滞なく）次に掲げる火災
予防上必要な業務に関する計画を作成させるとと
もに、当該計画に基づく業務を行わせなければな
らない。

(1) 略

(2) 略

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り
扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第
65条第1項において「露店等」という。）及
び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

(4)

↳ 略

(6)

2 略

(火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行
為等の届出)

第65条 次に掲げる行為をしようとする者は、あ
らかじめ、その旨を消防長に届け出なければなら
ない。

(屋外催しに係る防火管理)

第62条の3 前条第1項の指定催しを主催する者
は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担
当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日
前までに（当該指定催しを開催する日の14日前
の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、
防火担当者を定めた後遅滞なく）次に掲げる火災
予防上必要な業務に関する計画を作成させるとと
もに、当該計画に基づく業務を行わせなければな
らない。

(1) 略

(2) 略

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り
扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第
65条において「露店等」という。）及
び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

(4)

↳ 略

(6)

2 略

(火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行
為等の届出)

第65条 次に掲げる行為をしようとする者は、あ
らかじめ、その旨を消防長に届け出なければなら
ない。

(1) 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為 <u>(たき火を含む。)</u> (2) 煙火 (がん具用煙火を除く。) の打上げ又は仕掛け (3) 劇場等以外の建築物その他の工作物における演劇、映画その他の催物の開催 (4) 水道の断水又は減水 (5) 消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事又は道路占用 (6) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設 (対象火気器具等を使用する場合に限る。) <u>2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。</u>	(1) 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為 _____ (2) 煙火 (がん具用煙火を除く。) の打上げ又は仕掛け (3) 劇場等以外の建築物その他の工作物における演劇、映画その他の催物の開催 (4) 水道の断水又は減水 (5) 消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事又は道路占用 (6) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設 (対象火気器具等を使用する場合に限る。)
---	--

茅ヶ崎市火災予防条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

第十四条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。

- ② 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。
- ③ 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の拘禁刑、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

○消防法

第九条 かまど、風呂場その他火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理、こんろ、こたつその他火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いその他火の使用に関し火災の予防のために必要な事項は、政令で定める基準に従い市町村条例でこれを定める。

第九条の二 住宅の用途に供される防火対象物（その一部が住宅の用途以外の用途に供される防火対象物にあつては、住宅の用途以外の用途に供される部分を除く。以下この条において「住宅」という。）の関係者は、次項の規定による住宅用防災機器（住宅における火災の予防に資する機械器具又は設備であつて政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の設置及び維持に関する基準に従つて、住宅用防災機器を設置し、及び維持しなければならない。

- ② 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準その他住宅における火災の予防のために必要な事項は、政令で定める基準に従い市町村条例で定める。

第二十二条 気象庁長官、管区気象台長、沖縄気象台長、地方気象台長又は測候所長は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、その状況を直ちにその地を管轄する都道府県知事に通報しなければならない。

- ② 都道府県知事は、前項の通報を受けたときは、直ちにこれを市町村長に通報しなければならない。
- ③ 市町村長は、前項の通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発することができる。
- ④ 前項の規定による警報が発せられたときは、警報が解除されるまでの間、その市町村の区域内に在る者は、市町村条例で定める火の使用の制限に従わなければならない。

入札（見積もり合わせ）結果表

- 1 電子入札区分 紙入札
- 2 年度 令和7年度
- 3 入札執行部局名／入札執行所属名 経営総務部資産経営課
- 4 入札方式 一般競争入札
- 5 随意契約の場合の適用条文
- 6 随意契約理由
- 7 営業種目
- 8 開札日 令和07年10月24日（金）
開札場所 茅ヶ崎市役所本庁舎5階入札室
- 9 件名 茅ヶ崎市各小中学校GIGAスクール端末等の売払い（単価契約）
- 10 履行箇所
- 11 履行期間（契約期間） 本契約締結後 から
令和8年3月31日（火）まで
- 12 予定価格（税抜） ¥5,000
予定価格（税込） ¥5,500
- 13 落札金額（税抜） ¥5,000
落札金額（税込） ¥5,500
- 14 最低制限価格（税抜） —
最低制限価格（税込） —
- 15 調査基準価格（税抜） —
調査基準価格（税込） —
- 16 結果 落札

No.	法人番号	参加事業者	第1回入札額	第2回入札額	第3回入札額	第4回入札額	摘要
1	9180001108956	リネットジャパンリサイクル株式会社	5,500	—	—	—	落札

- 17 備考 ・契約の相手方は、リネットジャパンリサイクル株式会社
- 18 担当課かい 経営総務部資産経営課資産経営担当
電話番号 0467-81-7116

「報告第23号専決処分の報告について」の経過報告

事故発生日時 令和7年9月16日 午後2時43分頃
 事故発生場所 下町屋一丁目1番1号付近
 事故当事者 相手方 市内在住の男性
 当 方 茅ヶ崎市

経 過

令和7年 9月16日 事故発生

令和7年 9月16日 環境事業センターより資産経営課へ事故発生の連絡を受ける。

令和7年 9月17日 事故発生を公益社団法人全国市有物件災害共済会の基幹システムにて事故登録する。

令和7年 11月11日 専決処分をする。

損害賠償の額の内訳

区 分	茅 ヶ 崎 市	相 手 方
損 害 額		235,752円
(算出内訳)		(修理費) 235,752円
過失割合	100%	0%
賠 償 額	235,752円	
(算出内訳)	(相手方の損害額) $235,752円 \times 100\%$ $= 235,752円$	